

第11回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

- 1 日 時 平成29年 11月21日(火) 午後2時30分
- 2 場 所 村上市役所 第1委員会室
- 3 協議事項
 - (1) 議員定数・報酬の検討方法について
 - (2) その他
- 4 その他
- 5 出席委員(11名)

1番 河村幸雄君	2番 板垣一徳君
3番 本間清人君	4番 姫路敏君
5番 佐藤重陽君	6番 鈴木好彦君
7番 川村敏晴君	8番 尾形修平君
9番 竹内喜代嗣君	10番 渡辺昌君
11番 平山耕君	
- 6 欠席委員
なし
- 7 委員外議員
なし
- 8 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 9 オブザーバーとして出席した者
副議長 大滝国吉君
- 10 議会事務局職員

局長	小林政一	
次長	大西恵子	
係長	鈴木渉	

(午後2時30分)

委員長(平山 耕君) 開会を宣する。

平山委員長 今回は先般第10回の検討を受けて第三者委員会の設置について、正副委員長と正副議長にも出席いただいて理事者側と協議した。その結果を皆様に報告し、更に検討方法の協議をいただきたいと思うのでよろしく願いいたす。

協議事項(1) 議員定数・報酬の検討方法について

平山委員長 協議事項の(1)議員定数・報酬の検討方法についてを議題といたす。まずはじめに、理事者側との協議について事務局から説明願う。

事務局長 お手元の資料で1枚ものの資料をご覧ください。「付属機関等の設置について」の理事者側との協議結果ということで、今ほどお話あった通り、11月13日の月曜日にご覧の参集者の方々とお話をさせていただいた。その結果として、3として理事者側

の意見ということである。4点ほどお話をいただいた。(1)として、付属機関の設置は理事者側のみで可能であるということの確認。条例により設置して市長が諮問して、市長に答申され、通常、市長がそれに何らか意見を加えて、市長からの定数・報酬のあるべき姿が議会に対して示される形となる。その委員も条例が設置されてから市長が選任するということである。(2)として、理事者側としては、議員定数・報酬を含めた議会改革を議論するために特別委員会を設置したのだから、議会でしっかりとした考えを示してもらえば、報酬等審議会に示すという考えを持っているということである。(3)として、議員報酬についての新たな付属機関を設置するとなると、報酬審に対しての屋上屋をかけることにならないかという心配のむきも話が出た。最後に(4)として、やはり、議会として例えば「若い人の育成」をとっていくためなど、しっかりとした議会としての議論と強い意志、そして根拠が必要であろうということの話を受けた。協議が終わった後、理事者側の退席の後で4名で話していただいて、4としての協議結果である。この2パターンを委員会に示そうということで(1)は議会改革調査研究特別委員会で議論を深めて、思いを込めて報酬審にかけてもらおうと、(2)として、付属機関の設置を市長に依頼するということで、執行機関が行うということである。裏面については後ほど説明いたす。

平山委員長

今は理事者側との協議によるパターンで、続いて議会自身で第三者である学識経験者等に調査させることのできる「知見の活用」について説明を願う。

事務局長

今ほどの資料の裏面をご覧ください。こちら1枚ともう1枚がA4の横で縦書きになっているものである。こちらについて説明申し上げます。議会による専門的事項に係る調査ということで、先般来この委員会でもお話あったところであるが、地方自治法100条の2ということで、普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができるということで、議会において議案の審査又は地方公共団体の事務に関する調査のために専門的知見の活用ができるということで、ご存知のとおりである。これについては、その下、一定の調査研究を踏まえたより精度の高い意見の報告を求めたい場合、議会自身で第三者である学識経験者に調査させることができるということである。この調査をさせることができるという意味合いのことだが、A4縦のほうの資料の裏面をご覧ください。この資料の451、452ページだが、専門的知見の活用をしている事例ということで、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間で全国で、いわゆる知見の活用をしたということで報告が市議会議長会になされたものの例である。半分より左側を見ていただくと、3つ目のところに当村上市議会においての中小企業振興基金条例研修会が行われたということで、このとき経済建設常任委員会の閉会中事務調査ということで、慶應義塾大学の植田先生に来ていただいて行ったわけであるが、このときのやり方というのは、先生に報酬費を払って、いわゆる調査をしてもらうというよりは、講演に近い形、その中で村上市に対してアドバイスをいただいたという形になったと思う。その左隣を見ていただくと、岐阜県可児市、こちらが議員定数、議員報酬のあり方及び常任委員会の体制の見直しについて調査するというので、大学の教授に対して平成26年9月30日から平成27年8月10日までということで期間があつて設定を行ったということの例がある。このことと右側見ていただいて、福島県喜多方市で平成27年12月16日ということで、議員定数及び議員報酬に関することということで、大学の先生に頼んだということだが、こちらのやり方については、当村上市の中小企業のととき同様のことであったということで回答受けて

いるが、残念ながらこの可児市のことについてはどういった形で調査されたかというのを問い合わせしている最中である。ちなみに可児市で、専門的知見の報告をうけたものもう一つの資料のほうで示している。左肩上がホチキス止めされている、第11、専門的知見の報告についてというのをご覧いただきたいと思う。このときに知見の活用をしたということで名城大学の教授にお願いをして、その報告を可児市議会議会活性化特別委員会の委員長名で受けたということであって、いわゆる知見の活用をして調査してもらったということの報告書がこちらコピーである。見ていただければ、1として基本的な考え方、2として議員定数について、はぐっていただいて裏面は報酬についての3、まとめとあるが、具体的にいくらいくらということの文言はないが定数であれば4でいくと、大体何名程度というのはわかるような形になっているし、考え方の方向性というのは示されているというところでの知見の活用としての報告になっている。以上である。

平山委員長
尾形修平

この件について質疑、ご意見等はないか。

今の局長からの説明聞くと、基本的に私らが前回の結論として出した理事者側に付属機関としてお願いしようというのが基本的に無理だというふうに受け止めたが、そういうことであれば、今説明されたように議会側で100条の2を使って、第三者的な立場の方に私らが思っていることを委ねるとするのがいいのかと考えるので、あとみなさんに諮っていただければと思う。

姫路 敏

付属機関の設置で、なんかこれ方向性が違うのではないかなと思うが、付属機関の設置のその目的をちゃんとしっかりすればこんなふうにはならないのではないかな。理事者側として、議会の方向性いわゆる報酬とか定数とかについて、議会からの依頼によって、理事者側が動くという形でもいいと思う。理事者側になって市長が答申して、市長が助言してくるというのも・・・こういう結果になったので、議会で十分議論してくださいということでもいいと思う。なんで付属機関の設置が必要かということ、委員になられた方に報酬を支払わなきゃない。委員になられた方に報酬を支払う行為そのものというのは議会の権限ではできない。だから付属機関ということでのやり方をとっているわけ。行政の特権なわけだ。議会はそれはできないわけ。お金を采配することできないので、その部分があるがゆえに付属機関を設置して、その付属機関の設置の目的がしっかりと明示されれば私はそれでよいかなと思う。もう一つは理事者側の意見交換でこの議会改革調査特別委員会ここで決めた事、なんでぶり帰って出てくるのかわからない。報酬審議会に頼むということは最終的に決まったものがないか悪いかを決める。報酬審議会でものを決める場所でないということだ。判定する場所じゃなくて、それもわけわからないの出てきているが、我々がこの前言って考えたのは、この最終的にはこの議会改革調査研究特別委員会で決を採って報酬でもなんでも決めるが、それはそれに変わりないがその前に我々だけで決めるというよりも、見識者に意見を伺いましょうよと。その意見を伺うというやり方に対してみれば、ある程度人数いろんな方々に協議していただいてどうかということを諮問して、その意見どおりにはならないと明示して、それを参考にしてやりたいということをしつかり目的の中に書いた条例であれば、付属機関設置の目的であれば、何も問題もない。私はそういうふうに解釈しているが、市長が諮問した限りは市長の責任のもとにあって、全部市長がそこに所見を書いて出して、そのとおりにならねばねんだと、そのものがそんなことを我々が期待しているわけではないし、目的として頼んでるわけじゃないんだから、よその人の大学教授の話なんか聞こうと思えばいつでも聞けるじゃないか。我々いつ

でも来いで。どっか行って大学教授から報酬の話でも削減の話でも定数の話でも定数をふやす話でもなんでもいいから、我々議会改革のことについて専門知識あるような大学教授のところに行って、我々議会として聞いてくる、特別委員会として聞いてくることなんか、どこでも行ってあげればいいと思う。一人の教授じゃなくて。いろんな教授の話聞いてあげればいい。我々が頼もうとしていることは、そのことでなくて報酬と定数についてみれば、かなりこの中で決めているのは非常に難しいというところもあって、参考のものがあれば議会議員以外からのなんか参考のものがあれば非常に助かるし、こういう意見もあったんだと人にも言えるからということでやりましょうよと言って、話の方向が違うふうに行ってるんじゃないかと思えない。私だけの考えなのかかわからないが、他のところ見ていくらでも我々こんな100条の2のこんなよりなんぼでも聞きに行ける。毎月いろんな教授、新潟大学、情報大学、何々大学、何々大学の教授、10人くらいの教授に毎月聞きに行きましょうよとやろうと思えばできるわけだこんなことは、前からわかっているとおり。わざわざここに100条の2出してこなくてもわかるわけだ。具体的に詰めていく段階でのもののやり方として、その手法の一つとしてほしいだけであって。わからないかな。呼んでくれば、五十嵐副参事、田村人事管理室長は話したことない。総務課長はあるが、あと次長と。

尾形修平 今ほど事務局長からこれを受けて、私の受け止め方としては、前回決まったことを理事者に委員長副委員長をはじめお願いした経緯としてこの文書がというか、みなさんと話をしたと思うが、その中で理事者側が言うのは、定数と議員報酬に関して附属委員会に市長が諮問して、附属委員会のほうから答申がきたやつをそれでいいんですかっていうことじゃないのか。主体性を持って議会が決めるべきことを理事者側が、第三者に任せて返ってきた答えでいいんですかっていうのを私はこの文書から読み取ったが、そういう理解でないのか。委員長にお聞きするが。

平山委員長 その通りである。

尾形修平 委員長が出ているんだから委員長のほうから。みなさんにこういう結果だったというのを局長が説明してくれたけど。

平山委員長 先ほど局長がおっしゃった通りである。確かに私も副委員長も出席したし正副議長も出席している。主に話をしたのは総務課長で、総務課長がそのことをおっしゃってくれた。ここに書いてあるが、これ以外は何もない、実は。これが話し合いのすべてである。

姫路 敏 これは総務課長の意見だと思う。我々議会改革調査研究特別委員会であれだけ何度もやって、それで他の第三者に司法書士あるいは会計士これらの人たちに我々の資料を渡してちょっと考えてもらうほうが自然の流れ的にできる話である。でも総務課長はおそらくこれを見ると、そんなことを外に頼んでいいのか、そんなことは議会ですべきだろう。

平山委員長 いや、そんなことは言わなかった。

姫路 敏 いや、例えばだ、これを見ると、頭の中のことを言えば、議会そのものがきちんとやってやるべきで、議会から出たものは我々はすぐに報酬等審議会にかけるからということなんだろうなと思う。その話でなくて我々が求めているところと総務課長が考えていることとポイントが違うと思う。条例作る時だって思うが、議会からの依頼を受けてと、きちんと書けばいい目的に。依頼を受け定数報酬等を第三者機関に協議していただくという目的を持って、市長がかけていくと。出てきたものに関してみれば、市長が別にチェック入れて言葉添えなくても、出てきたものに関してみればこう

いうものであるということを示すということをやするわけなんだからそんなことをきちんと書けば全然問題ない。市長でないとできないわけだ、お金を払うことが。

平山委員長

協議結果の1と2とあるように、そのことは附属機関の設置を市長に依頼するということだと思う。あくまでも我々が頼んで、市長にやってもらうということである。それに対して市長は受けざるを得ないと思う。もうひとつは、我々が出したアンケート調査結果あるが、あれを基にして、総務課のほうでも市長もよく検討をしてそれをそのまま自分達で協議しながら報酬審にかけるというようなこともおっしゃっていた。必ずそうすると、みなさんの言うとおりにすると。

姫路 敏

行政側としてみれば、条例の中に議会側からの依頼があった場合という言葉が目的の中にきちんと書けばいい。場合、市長は諮問することができるのか。書きかたなんだよ、そんなのは。テクニックの問題である。言っていることそのものというのは、俺らのやろうとしていること、言っていることというのは間違っていないと思う。全然間違っていない。

竹内喜代嗣

私の意見は、この協議結果の回答に出ている屋上屋と出ているが、ことにならないかという指摘があるが、私はこれは的を射ているなどと思う。専門家の知見の意見を聞くというようなことはかまわないと思うが、要するに同じ内容で別の機関がそれぞれ審議してということに考えられてしまって、それは無理だろう。

佐藤重陽

私もおかしいと思う。今の竹内委員と逆のことを言うが、協議結果の中の(1)の議会改革調査研究特別委員会で議論し、思いを込めて、報酬審にあげよう。とこういことを言いたいのだろうけど、おかしいんでないのと。報酬審というのは、前段の理事者の意見の中にも出てきているが、見ていると報酬審で議員報酬の額を決めるわけではない。いくらにしたいかどうかと言ったものを良いか悪いかは返事するかもしれないけれども、いくらにすべきなんていうことは報酬審に委ねてないはずだし、もうひとつ確認するが、村上市の報酬等審議会は議会の報酬を尋ねる場合は、理事者が使うので議会も使っているというだけで、議会が議員報酬を決めるときに必要な審査機関ではないよね、これは、報酬等審議会というのは。報酬等審議会は県に村上市の場合はあれがないわけだ。

板垣一徳

報酬等審議会は報酬について市長が諮問する機関だ。

佐藤重陽

それはわかる。そんなことを言っているのではなくて、議員報酬を決めるために報酬等審議会を通さないといけないのかということ。私が今確認しているのは。報酬等審議会を通さないと議会の議員報酬は変えられないのかということを確認している。

事務局長

総務課長と確認して、話をしているところはこの報酬等審議会に諮問をして、市長から意見をもらってそれを条例提案するというで聞いている。ここで書いてある通り、議会での議論、要は報酬審に白紙委任するという形ではなくて、市民の理解も考えれば当然議会で慎重審議、十分な審議を持ってまた未来の議会がどうあるべきかということ考えた上での報酬というものを検討したうえで、それを付けて報酬審に出していただきたいということが総務課長から言われたところである。

姫路 敏

結局、報酬等審議会そのものというのはいくら議会が50万にするだの40万にするだの決めたとしてもお金を出すのは行政の側だから、行政の側としてみれば安全圏も考えればそういうところをひとつかましてからやればできると、そうするとひとつの流れの中にあるだけで、報酬等審議会に我々の議員の定数、報酬を考えてくれ、なんぼにしてくれなんていうところでない。場所が違うから、拌み上げにはならない。はっきり言って、我々の給料を我々で考えたときにどういった資料が必要なのか、我々とし

てみれば、どういった意見が必要なのかを我々でやろうとしていることだけじゃないの。私は何も悪いことではないし、ただ意見をもらう人にお金も報酬も出さなきゃないから行政に頼まざるをえないだけの話。

事務局長 非常勤特別職の報酬を決める場合には、市長は報酬等審議会にかけるということに決まっているということに理解している。

姫路 敏 だから、報酬等審議会は市長が支払わなければならないようになるのだから、議会になんぼにして、はいわかりましたなんて、やるはずがない。よしわかったと報酬等審議会に聞いてOKとれてやると。報酬等審議会は議会で議論して、もんできたものに対してみればバンなんていうことはほとんどありえないというふうな考え方のほうがいいのかな。それもその考えてきて議会が出してきた金が40万なら40万、35万なら35万で出してきたお金がどういう経路でこれ決めたのといったときに、いろんな知識人からいろんなことして、市長にもお願いして、諮問してもらったのも十分検討して決めたんですってなれば、報酬等審議会はそれこそその通りですと。そうですねというネタを我々は作ろうとしているわけなんで。100条の2についてはいつでもできるわけである、はっきり言って。議会もみんなで大学教授のところに行って、話を聞いてくればいいんだもん。

板垣一徳 姫路委員が今言っているようなことを基本にして、市長に専門的な見識のある人を集めて、委員会を作っただいて、検討していただいて、私どもはそれを参考にしてしっかりとここで議会改革調査研究特別委員会でやっていこうとこういうことである。これを見ると、今日出席している中で5人ここへ出席している。その中でこういう文書を私に言わせれば、なるほどなそういうことなのかなと認識してきたんでしょ。だから私は今日はこのことを姫路委員は文書をもう少し入れ替えて、再度また市長に付属機関を作っただいたほうが良いとこういうことを姫路委員は強調していると思う。検討することなんでしょ。

姫路 敏 今板垣委員言われるのは、我々はそういう知識人に我々の資料、アンケートをとったものをお渡しして、ちょっと協議してもらって、それぞれの意見が出てくれば、それなりに我々の意見としてもまとめやすいし、そのための作業をするには我々にお金を出せる権利があればいいが、ないもんだからそれで市長にお願いしているという部分なんで。

板垣一徳 先回の私どもの議会改革調査研究特別委員会ではそういうことをしっかりと一致してお願いした結果、今日5人出席している人も参画して。

三田議長 市長の付属機関の場合、姫路委員の言うような我々の都合のいいようにはできないと私は理解した。総務課の3人来た時は、そこへ市長の所見を付してするから、我々がそこからそれをもたらしたものに対して、再議論してこうこうだということではなくて、そういうことで、総務課長中心に思いをもう少し議論して、我々も一生懸命その議員の報酬というのは、定数はともかく、報酬は非常に低いと。そういうことからしたら将来の村上市議会の危惧もあるから、そういうことを付して精一杯のことを②報酬等審議会にやるのもひとつだということでも理解してきた。

姫路 敏 それは議長の意見だかもしれないけれど、総務課長の意見はそういうのだかもしれないけれど、我々のやっている、やろうとしていることが総務課長は理解していないと思う。伝わっていないと思う。諮問したからといって全部それに従わなきゃいけないものでない、物事というのは。諮問すればそれはひとつの意見として、我々が把握してそれは参考ベースにしてやるわけだから。総務課長そのものはそこから出てき

たもの、それに従わなきゃならないような話ではないということ。できないはずがないもの。今までそんなことやったことないから、彼はそう言っているのかもしれないし。それでなかったら総務課長呼んできて話聞こうよ。

三田議長
板垣一徳

それもひとつの方法。

そこまで否定されたのだから、なにも別の方法がないのか、あるのかということをごここで議論して、どうしてもなければ再度またお願いに行ってきてくれとか、一方的に姫路委員のことわからないわけではない。これだけ否定をされたのだから、私も次に進む段階として、ここまで掲示されている。別の大学の教授を聞くのもひとつの案ですよというところまでいっているわけだ。今ここで意見を出して、どうしてもできなければ、じゃあどうするか。そこを議論したほうがいい。

尾形修平

理事者側にその付属機関をやるか、知見の活用を利用してやるかの違いでしかない。ただ単に一人の大学教授に来ていただいて話を聞くんじゃないで、前回話の出たようなメンバーにして、集まってもらって、その知見の活用としてできるのであれば、別に議会側でできるわけだ。それを説明しないと、いつまでたっても同じ議論にしかないの。

平山委員長
尾形修平
事務局長

一番最初に説明した。議会側でそれができるんだと。

そんなことは言っていない。

今ほどの意見についてだが、いわゆる知見の活用が村上市がやった中小企業の振興基金条例の関係で大学教授に来ていただいて、あのときは講演をしていただいて村上市のありようについての意見も若干あったかと思う。本来でいうところの知見の活用100条の2というのは、全国市議会議長会に確認したが、いわゆる調査をさせることができるので、その調査の1形態の中でそういった講演形式のものもあるだろうということは全国市議会議長会のほうでも言っていた。ただ本来の活用の仕方としては、いわゆる調査をしてもらう、例えば議会の今の我々のアンケートの結果等を基にしてやりようについて専門的知見を持った方もしくは方々、そういった方々に調査をしてもらって報告書をもらうということができるといことなので、あくまで議会のほうでやるか、それとも執行機関のほうでやってもらうかとのその二つになるのかと思う。なので意見を聞きに行くということにとどまらないということでのご理解をお願いしたいと思う。

尾形修平

前回までの話し合いの中で、議会側は予算を持たないし、できないと。それを付属機関のほうに委任しなきゃならないんだというような説明の流れの中から、そうなったんであって、今の事務局長の説明で議会側でも知見の活用を100条の2を利用してできるんだとなれば、別に理事者側に特別付属機関を作ってくれとお願いする必要はないかなと私は思うがいかがか。

姫路 敏

そのとおりである。その説明がないからいつまでも付属機関になるわけだ。要するに理事者側にしてみれば、理事者側のことで手一杯なので議会のことは議会で決めれよと。そういうことだ、言葉にすれば。その100条の2を使って、予算結構かかるけれど、各5～6人頼んで、我々の資料渡して、ちょっと意見書をもらうというのがいいんであればそれでやればいい。そんないいのがあれば、俺は100条の2というのは、ただ話を聞きに行くしかないのかと思った、これを見ると。そうなれば、それでいける。

平山委員長

それは事務局長が調べたものである。私としては、協議題の1番でまとめたかった、実は。そのほうが手っ取り早い。皆さんの意見も聞くんだし。大体聞いた中で言っているんだし、それでどうだと聞いている。どうか。

尾形修平 ……だめだって言っているわけだ。
 平山委員長 言っていない、そんなことは。ちっとも言っていない。
 三田議長 委員の方向と委員長の方向が違うからそれはダメである。行政側はそこに委ねれば、市長の付属機関だからそれを差し戻して議会でまた審議して、もう1回なんてことにいかないという回答を得ているのだから、今言うそれを使って、そういうことで方向するのであれば、それを持ってきて市長がそこへ加えて、議会の報酬はこうですよということに従ってもらわなきゃいけないというくらいまで言われたのだから、それは出たメンバーみんな分かっているわけだ。それはダメだということで委員が一致すれば、これは知見の活用をやって審議してもらって、その審議を皆さんで検討すればいいから。

姫路 敏 最初からそういえばいい。
 板垣一徳 委員長はもっとしっかりしてもらわないと困る。あなたがたこれ5人行ってきたんですよ。名前載っている。そして向こうの人よりもあなたがたいっぱいいて、こういう答えをもらってきたわけだから、これはこれとして私はあきらめるべきである。あきらめなければならない。そして、先回の議員定数等調査特別委員会のときに石嶋さんがやったのを私も記憶少し残っているが、議事録も残っているはずだ。だからその先生方も私ども今ここの大学の先生の名前どれくらいいいなんて言っても、なかなかここで出せる人いないと思う。あなたがたに任せて申し訳ないが、ひとつ選別してこういう議事録が先回のは残っていると、それも私どもに出していただいて、今言う100条の2によってちゃんと私どもでまずやってみるべきである。

姫路 敏 それで大学の教授もいいが、司法書士、会計士が近場にいるからそういう方々も知見の活用だからそれでいいと思う。

板垣一徳 ここで、大学の先生をする前にそっちのほうがいいとか、何人くらいがいいとか、どの分野がいいとかいうことはここで大体定員を出してもらって、事務局と委員長。

姫路 敏 メンバーとか出してもらって。あんまり遠い九州の大学ではダメだし、やっぱり新潟大学、あるいは山形大学そのあたりの大学。あとここの住んでいる公認会計士もいれば、司法書士もいれば、そういう人たち二人三人頼めばそれで上がってくればOKだと思う。

尾形修平 人数とか第三者機関に対する人数とか、どういうメンバーだとかというのは今まで話した中にあるので、今日この会議では理事者側からこういう答えが出たのだから、議会側として100条の2を使って委員会を議会として設置しましょうよという答えさえ出れば、あとはスケジュール的には進んでいくと思うので、それだけ決めてくださいよ。

本間清人 それでいいと思うが、そうなった場合の予算執行にからむ部分というのはどうなるのか。

事務局長 今年度の予算でそれは持っていないので、そうなれば適当な額を積算して補正を頼むか、もしくはスケジュールによっては新年度当初予算に入れていく、どちらかになると思う。

板垣一徳 補正という予算方式があるから、それも市長がダメだとなればこれ我々と意見の食い違いである、行政側との。これだけ私どもが議会改革やろうと特別委員会を設置してやっている中で、私は12月の補正に入れてもらうべきである。予算のないものは実行できない。

本間清人 12月補正に出せればそれでいいが、じゃあどこの大学と誰とか人員選定もしないうち

に予算決められるか。年に何回するのだとか、回数もどうするのか、どこで答申を受けるのだとか、今度答申は市長に出すわけではなくて我々は議長に出すか、委員長あてに出すわけでしょ。それを何にも決めてないのに来週、議会運営委員会で議案提出になっていくのに、議員発議で補正が出せればそれでいいかもしれないが、最終日までに出そうぜというのであれば、その間に委員会を三、四回開くのであればいいが、日程的に12月の補正は無理だろう。

板垣一徳 予算を議員発議はみっともない。それだけは、新聞に出てもおかしいような感じするし、たとえばそんなに膨大な金でなくて、今補正で50万だったら50万くらいの予算を計上していただいて、あるいは100万だったら100万という大まかなとこだいたいの、石嶋さんが特別委員会設置した時の講師のとかわかっているはずである。あると思う。そういうのを参考にして、多額でなくていいから、そうでないと3月の当初までいくと、あと6か月間は何もできないような状況に追い込まれるよ。ほかのところ進めるなら別だけど。概算でしかできないでしょ。

姫路 敏 概算でも漠然となんぼでなくて、一人1回2万円かけることの5回で10万とか、かける12とかで100万とか。そのくらいのことは最低限。

委員長（平山 耕君） 暫時休憩し協議会を開催する。
（午後3時12分）

委員長（平山 耕君） 再開を宣する。
（午後3時27分）

平山委員長 人数は5人でいいか。回数は5回以内と。そういうことで。

委員長（平山 耕君） 暫時休憩し協議会を開催する。
（午後3時27分）

委員長（平山 耕君） 再開を宣する。
（午後3時30分）

平山委員長 改めて申し上げるが、知見の活用をするということで皆さんよろしいね。
（「はい」と呼ぶ者あり）

平山委員長 その知見の活用にかかわる人数だが、5人ということで確認願う。5人以内で会議も5日以内ということをお願いしたいと思う。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平山委員長 人選だが、人選はみなさんの中から選んで、大学教授1名と、川村司法書士と、鈴木信嘉公認会計士と海田司法書士と川崎村上商工会議所会頭と、5人をお願いするというのでいいか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

平山委員長 そのように決めたいと思う。受けてくれるかどうかはこれからのことだから、皆さんに相談する。

尾形修平 さっきから言っているスケジュールの話で、それを年度内に答えをもらうのかどうか

だけでも確認してもらいたいと思う。

平山委員長 そのことを年度内に答えをもらうか、会議の仕方だが、もらわなきゃいけないかどうかを皆さんにお聞きしたい。

姫路 敏 予算請求的には、今本間議員一生懸命言ったがどんな感じでの見積もりなのか、事務局の考えでも出してもらって。5回以内と言っていたが、会議。

委員長（平山 耕君） 暫時休憩し協議会を開催する。

（午後3時33分）

委員長（平山 耕君） 再開を宣する。

（午後3時39分）

平山委員長 皆さん先ほど言ったことについては、確認したよね。

姫路 敏 合議体で動くときには、それは秘密会でやったほうがいいと思う。いろんな話が出てくるのだろうし、オープンにしない。

事務局長 いわゆる、普通であればここに集まって、という形態をとらないというのが通常なので、秘密会にする、しない云々よりも、その方々が集まって話をする。それがたまたまここだったとか、よそだったとかいう話なのでないかなと思う。それを秘密会にするしないというよりは、公開を求める、求めないということではないのかなと思う。

平山委員長 この特別委員会は、報酬と定数の問題だけでないわけだ。ほかにも問題あるわけでしょ。だからさらに続くんだけ、この委員会は、けれどもひとつの区切りとして一応3月までだと思う。3月になれば委員会の構成が変わるんだから。変わるわけだから、もう1回また選ぶことになると思う。そのときに私がこのポジションにいるかどうか非常に不問なわけだ。自分としては、せめて報酬と定数だけについては3月までに決めたい。それを皆さんに言うておく。そういうお願いだ。

（何事か呼ぶ者あり）

尾形修平 次にこの委員会をやって、その人たちに委嘱するなりを、私の考えは議長でなくてあくまでも委員長が委嘱するんだっていうふうに思うが、それをいつまでにできるのかというのを明示してもらいたいと思う。

板垣一徳 審議してもらうことは結構、決まったことだし大賛成だが、報酬を決める前提に定数とかそういうものがないと彼らは困ることが出てくるんじゃないかと思う。そういうところを、たくさん案件は残っている特に私どもの委員会の中に。定数も含めて、早急に議論を深めていって、特別今できる審議会と連携を密にしないと、連携というのはこっちの情報も入れながらしていかないと、定数はどうするかということになるとこれまた困ったことになる。

姫路 敏 定数と報酬で投げかけるんでしょ。そのつもりでずっと議論している。

（何事か呼ぶ者あり）

尾形修平 それがいままでできるのかということ。委員長が言うように3月までに間に合わせるのであれば、予算措置も含めて、やるんだったら12月の今の定例会に出さないといけない。それがスケジュール的に間に合うのかということを行っている。

三田議長 まず時間をもらって、スケジュールを組んで、そしてでき次第、議会改革の委員にあればいい。

事務局長 今ほどいろいろいただいた意見でまずは取りまとめてみて、予算的なものを先ほど申

し上げたとおりに、議会費の中でできるのかもさせていただいて、案というものを皆さんに見ていただくような形にしたいと思うので、それは今いついつというのは言えないが、遅くとも定例会が始まってくるし、定例会の中で全員皆様集まるときあるので、例えば一般質問のときとか、その時にはお示しをして、スケジュール的なものもご決定いただいて、それまでにもしできれば委員については、同時並行で内々委員長に動いていただければと思うし、そのような形で一旦ここでスケジュールいついつとはできないが、今ほど委員長からも3月をまず目指すということであるので、それを目指しての事務局の案というものを作りたいと思う。

本間清人

委員長の3月31日までというお気持ちも十分ありがたいが、今外部に委託する方々の名前をお聞きすると、これから3月31日までにもものすごい忙しい方々ばかりなんだ。そのときに、たかだか6千円、8千円のお金で動く方々でもないから、逆にお金はどうでもいいけどそのことについて村上市のために頑張るといってやっただけの方々と思っているけども、それがたとえ3回、5回にしても自分の本職以外のことをまた頭の中に入れるということを考えてときに、こちらだけの都合で果たしてできるかなという部分もあるので、それをあまり向うに押し付けるのもなんだかなと私自身は思う。例えば6月とか7月だとか、何もそういう決算や帳簿に関係ない時期にお願いをするのであればいいと思うし、大学の教授にしたってこれから年度替りとなるとやっぱり受験やいろいろ入ってくるし、採点に関わっている教授だとなかなか大変な時期である、正直。その辺も考慮していただきたいと思うのだが。それを言うとおそらく3月31日まで、とてもでないがやっつけられないと言われると思う。

姫路 敏

今本間委員言われるとおりで。我々はほかにもやることがあるから我々は我々でやって、その部分についてはあまり期限切られると、5回くらいでいい時期見て連休明けくらいまでに頼むくらいの雰囲気のほうが本当がいいと思う。あまり切磋して間違えと悪いので。

平山委員長

なるべく早くというのは、次の選挙に今のことが争点にならないようにするためにはなるべく早くそれを決めたほうがいいと思う。老婆心だが。そのようなことも含めて検討するので、別に自分が3月31日と言ったからそれまで決めるのではなくて、なるべく早く決めるということをお願いしたいと思う。

その他

平山委員長
事務局長

次に、次回の会議の日程を決めたいと思う。
今ほど申し上げたとおり、議論いただいた内容を取りまとめてみて、また皆様に早めにお示しするのでそれについては今ここでいつとは言わないが、定例会中にはそのような形でお示しするようなかたちで日程を組まさせていただきたいと思う。またご連絡申し上げたいと思う。

平山委員長
姫路 敏
事務局長

その他のことで何かあったらどうぞ。
補正は12月議会中に目指すわけだね。それだけは頭に入れておけばいいのか。
現有予算で見させていただくと、もう一点はそれがダメであれば補正を目指すということであるので、そうでなければ12月定例会を目指すということであると思う。

平山委員長

それにはなるべく早く人選した方に依頼するというのが先になると思うが頑張る。そのほかないか。

佐藤重陽

近いうちに報告は出さないといけないようなので全員協議会か何かで出させていただくが、議会改革のための全国市議会議長会のフォーラムに行ってきた。私と稲葉久美

子さんだが。大変参考になった。議会改革、議会基本条例制定10年というところが多いが、10年間の間にどんどん新しいものが出てきている、考え方が理念条例が実態条例になっていると。そういう議会基本条例の使い方のされていないところは、もう基本条例は眠っているのと同じだろうと、我々も見直しはしているが、全然目の付けどころが違う議会基本条例の変わり方を様々と聞いてきて、驚いて帰ってきた。そのことを含めて、決して議員定数、議員報酬だけが議会改革の仕事ではないと思っていたので、いい機会だなと思って行ってきた。後ほど報告させていただきたいと思う。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。

（午後3時51分）